平成 15 年 3 月 28 日条例第 7 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

(実費の弁償)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条その他の法律に基づき、 組合の機関の請求によって出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)に対する実費の弁償に 関しては、筑西市証人等の実費弁償に関する条例(平成17年筑西市条例第35号)の例による。

この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「市議会」とあるのは「筑西広域市町村圏事務組合議会」と、「市職員」とあるのは「筑西広域市町村圏事務組合職員」と、「市の機関」とあるのは「筑西広域市町村圏事務組合の機関」と読み替えるものとする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、同日以後の出頭又は参加に係る旅費について適用する。 附 則(平成17年3月28日条例第3号)
- この条例は、平成17年3月28日から施行する。